

生活紛争と法

——民事系授業における教材開発——

遠山 信一郎*
生井 澤 葵**

I 民事系授業の特質と授業メニュー

民事系授業(本授業という。)の特質は、「学生に法曹実務イメージを持たせる授業を通じて、学生の頭の中に『柔らかい法曹実務イメージボール』をつくり、そのボールに条文・法律概念・判例法理・法律理論・法原理原則を後づけしていくと、学修速度と学修深度が特段に進化する」という教育経験則をフルに活用した法学未修者1年生向け導入科目であることにある。

そのための授業メニューとして、下記の通りのワークショップ連続授業を提供している。

- 1 民事訴訟事件教材映像の手續段階毎の視聴とその段階毎の講義／質疑
- 2 上記教材事件の解決を図る民事調停ロールプレイ
- 3 上記教材事件についての判決書起案(ライティング)
- 4 要件事実ワークショップ(民法典の要件事実的再整理)

* 中央大学法科大学院教授, 弁護士

** 中央大学法科大学院兼任講師, 弁護士

グループ作業として、訴訟物リスト／請求原因リスト／抗弁リストを作成して、各グループがワーク(作品)を発表(プレゼンテーション)する

II 本授業のエッセンシャル学修ゴール

1. 民事法規範の体系と機能の相乗的理解

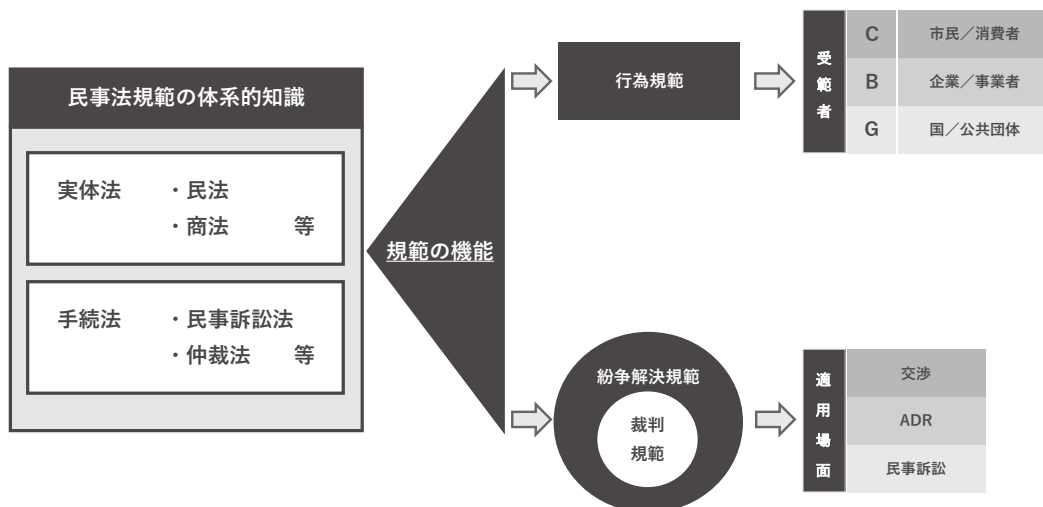
(1) 民事法規範の体系的知識

実体法(民法／商法等)及び手続法(民事訴訟法／仲裁法等)の体系的知識の理解自体は、基本教科書や法典をベースに講義を受け、並行して自習等を行うことによってほぼほぼ達成可能であるが、その知識が、誰が(当事者)、どのような場面(交渉／ADR／訴訟など)で、どのように活用(分析主張／判断など)するのかを理解できないことには、無意味である(使えない)。

(2) 規範の機能との相乗的理解

規範の機能としては、「行為規範」と「紛争解決規範(裁判規範を含む)」とに分類できる。

図1 民事法規範の体系的知識



「行為規範」の受範者（規制対象者）としては、市民／消費者（C = Citizen / Consumer）、企業／事業者（B = Business）、国／公共団体（G = Government）があり、各受範者は、その行為（活動）において、規範を遵守する義務を負う。

「紛争解決規範」の適用場面としては、「交渉」「ADR」「民事訴訟」があり、各場面の当事者（受範者）は、各自法的事例分析をした上で、紛争解決に向けて活動する。（図1）

ここでは、「まず交渉」「次にADR」「最後に訴訟」という三段階モデルに整理すると分かりやすい。（図2）

2. 法的事例分析のアルゴリズム（手順）

- (1) 誰が誰に対して（紛争当事者の特定）
当事者を割り出して、原告／被告を特定する。
- (2) 何を請求しているのか（Go to「訴訟物リスト」）
原告は「訴訟上の請求（訴訟物）」を立てる。
- (3) 請求の根拠事実は何か（Go to「請求原因リスト」）
- (4) 被告はどう反論するのか（Go to「抗弁リスト」）

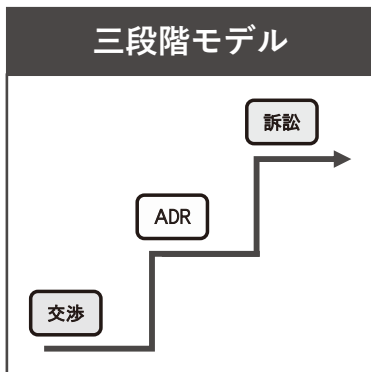
原告は、訴訟物を立て、その請求原因事実を主張し、被告は、原告の主張を否認したり、又は認めた上で、抗弁事実を主張する。さらに、原告は、抗弁事実を否認して再抗弁事実

を主張する等の相互連鎖の主張構造となる。

このような主張構造に、争点整理をした後、請求原因（要件）事実や抗弁（要件）事実等

が証拠により立証されることで、結論（判決）が推論される。（図3）

図2 三段階モデル



交渉 (Negotiation)

- A** 民事紛争を解決するため、関係当事者による相対交渉(本人交渉)がされるが、それが首尾よくいかず、交渉に行き詰まることがままある。
- B** 紛争当事者が、弁護士に相談し、弁護士を代理人とする交渉(代理人交渉)が行われる。この段階で、紛争が解決することも少なくない。

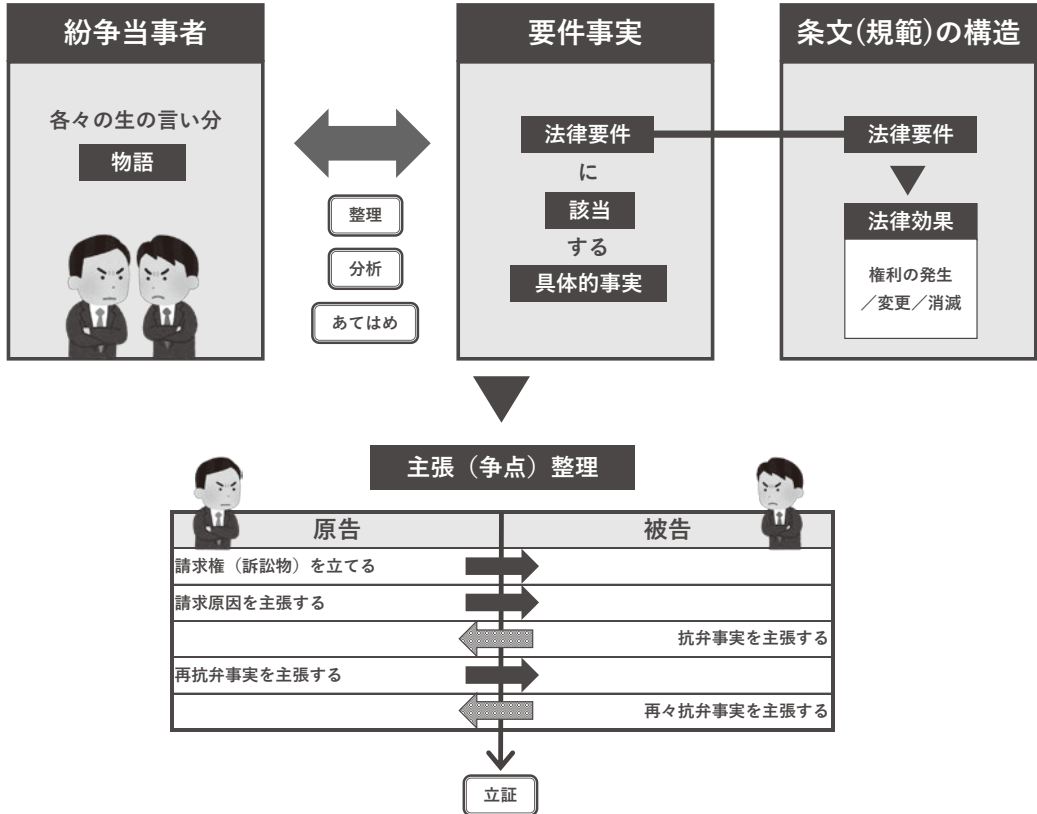
ADR (Alternative Dispute Resolution)

ADR（裁判外紛争解決手続）を活用する（ADR法／仲裁法等）。

民事訴訟 (Civil Procedure)

- A** **権利の保全** 保全処分をかけて、権利を保全する措置をとる(民事保全法)。
- B** **権利の確定** 民事訴訟を提起し、それを追行する。その結果、途中で「訴訟上の和解」が成立したり、または、判決が下されて、債務名義ができ上がる(民事訴訟法)。事案によっては、民事訴訟ではなく、民事調停その他の法的手続(ADR)を選択することも視野に入れる。
- C** **権利の実現** 債務名義に表示された権利について、債務者が任意に履行する。任意に履行されない場合は、強制執行という手続で、権利の実現を図る(民事執行法)。

図3 相互連鎖的主張構造



III 教材開発例

教員グループによって、ワークショップ授業ごとに、様々な教材を工夫／開発されてきたところ、「1 民事訴訟事件教材映像の手續段階毎の視聴とその段階毎の講義／質疑」授業についてのメイン教材としては、現在、下記のものを使用している。

- 1 民事訴訟第一審手續の流れ項目 INDEX (後掲資料参照)
- 2 レジュメ「この教材で学ぶこと」(本文に後掲)

IV 未修者向け民事教育の導入部分は、手續体感から

本授業を経験した修了生コメントを、以下に紹介する。

具体的場面を想像できないと理解を深めることは難しい

法学未修者コース必修の授業です。最初は初めて聞くことばかりで知識のインプットだけで手いっぱいでしたが、民法や民事訴訟法を一通り勉強した後、この授業の効果が染みてきます。法律がどう使われるかという入口的な授業でもあるのですが、もっと重要な意味があるのです。具体的にどんな授業かという、民事訴訟の手続の流れ（訴えの提起→主張整理→証拠調べ）に関するDVD映像を、手続段階ごとに視聴し、各関連講義を受けます。この授業を受けることで民事訴訟における法曹（裁判官・弁護士）の実務をリアルに想像できるようになりました。教科書だけの勉強ではなかなか具体的にはイメージできません。民事訴訟記録教材や、口頭弁論の様子を映したDVDを通して判決書きをしたり、和解の場合はどうするかなど、様々な事案への法的対処も経験しました。振り返ってみると、初めて学ぶ分野であればあるほど具体的場面を想像することが理解の深さにつながると思います。2年3年になると、ロールプレイを行う授業を選択することもできるほか、中央大学法科大学院は、学生の自主性を活かす授業、先生との対話によって理解を深める授業が多いのも特徴だと思います。

（ロースクールガイドブック／2018／掲載）

「条文を生活にどのように生かすか」を意識する重要性

司法の制度を座学ではなく生の体験として学ぶ授業です。特に未修者は法律や法制度について明確なイメージを持たないまま勉強すると、単なる基本書や条文の暗記になりがちですが、この授業では「知識」を体験することができ、生の実感を得られます。一度体験すると、他の問題や分野についても同様に生の実感を意識した思考をすることができるようになってきます。このような習慣が身につくことによって、司法試験対策だけでなく、その後の法曹人生にも役立つような勉強になっていくのだと思います。具体的な「知識の体験」として、現実的な民事紛争の再現DVDや民事・刑事の記録を元に、紛争解決のための手続までのロールプレイをしたりもしました。民法を可視化するという授業では、民法の各制度がどのような原則に基づき成立しているのか、民法の仕組みをイメージした「民法の図」を作りました。これにより、一つの制度がさまざまな具体的考慮を総合した「大原則」に沿ってできるのだということを意識することができるようになったと感じています。実際、基本書の内容や条文をより現実の紛争に近づけて捉えることができるようになりました。

（ロースクールガイドブック／2017／掲載）

法的思考を学び、実務の現場思考を体験することで、法律学の基礎を習得することができます

この授業では、実際に判決文起案や模擬調停等を体験することで、実務ではどの事実に着眼点を置き、どのように法律構成をするかといった実務の現場思考を少しでも知ることができます。

また、授業の初めの段階で、法律の基本となる原理原則を自分たちで整理する機会がありますが、どの法律科目でも必要不可欠である原理原則を頭の中できちんと整理することで、他の科目の学習の理解も深めることができました。そしてこの授業では主に学生グループワークを通じて主体的に授業を進めていくため、1年生の早い段階では分からない課題も多いですが、自分自身が疑問に思うことに直面して、自分たちでそれを解決することができ、それによって、より知識を習得することもできます。法律を学び、司法試験に臨むうえでも、条文からスタートして、その条文の趣旨・原理原則を意識して考えることが必要になります。この授業を受ければ、どの科目でも通じる基本的な法的思考に加え、実務の現場思考を体験できるため、その後の学修でも大いに生きてくると思いますので、積極的に受講すれば、得るものも多いと思います。

(ロースクールガイドブック／2016／掲載)

関連文献

「生活紛争と法—法曹実務イメージトレーニング・メソッドの試み」(中央ロー・ジャーナル第4巻第4号)

「生活紛争と法—シンプル要件事実(民法)ワークショップ及び民法原理原則マップ作り授業の試み」(中央ロー・ジャーナル第6巻第3号)

〈追記〉本稿については、穂苅学特任教授の貴重なコメントを参考にしている。

資料 民事訴訟第一審手続の流れ

民事訴訟第一審手続の流れ 項目 index			KEY WORD	
	第一審判決手続行程表	開始	終了	
0	(はじめに、事件の概要説明など)	0:00:00	0:01:27	
1	訴えの提起(訴状受付)	0:01:27	0:05:47	訴えの提起
	訴状受付 平成10年1月12日	0:01:47	0:04:12	
	民事第24部書記官室	0:04:12	0:05:47	
2	第1回口頭弁論期日前の合議(事前準備)	0:05:47	0:10:36	訴状審査
	第1回口頭弁論期日前の合議 平成10年2月9日午後4時	0:06:25	0:06:33	
	民事第24部裁判官室	0:06:33	0:10:36	
3	第1回口頭弁論期日	0:10:36	0:17:59	口頭弁論手続
	第1回口頭弁論期日 平成10年2月10日午前10時	0:11:05	0:11:11	
	民事第24部法廷	0:11:11	0:11:52	
	訴状, 準備書面陳述	0:11:52	0:12:01	
	答弁書陳述	0:12:01	0:12:39	
	請求原因に対する認否	0:12:39	0:13:11	
	準備書面陳述	0:13:11	0:13:21	
	書証の申出	0:13:21	0:13:33	
	書証の取り調べ	0:13:33	0:15:10	
	書証の成立の認否	0:15:10	0:15:48	
	裁判長の求釈明	0:15:48	0:17:36	
	弁論準備手続に付する決定	0:17:36	0:17:59	
4	第1回弁論準備手続期日(争点整理・和解勧誘・和解打ち切り)	0:17:59	0:38:59	弁論準備手続 争点整理/和解
	第1回弁論準備手続期日 平成10年3月6日午後2時	0:18:08	0:18:15	
	ラウンドテーブル法廷	0:18:15	0:22:28	抗弁
	一部弁済の抗弁	0:22:28	0:24:49	
	一部弁済の抗弁に対する認否	0:24:49	0:30:03	和解
	和解勧誘	0:30:03	0:34:22	
	和解打ち切り	0:34:22	0:38:59	
5	第2回弁論準備手続期日前の合議	0:38:59	0:42:50	
	第2回弁論準備手続期日前の合議 平成10年4月1日午後4時	0:38:59	0:42:50	
6	第2回弁論準備手続期日	0:42:50	0:48:56	訴えの変更
	第2回弁論準備手続期日 平成10年4月3日午後4時	0:42:50	0:44:10	
	訴えの変更	0:44:10	0:44:27	
	証明すべき事実の確認	0:44:27	0:46:06	
	証人, 当事者本人尋問の申出	0:46:06	0:47:05	
	証拠決定	0:47:05	0:48:07	
	弁論準備手続終結	0:48:07	0:48:56	
7	第2回口頭弁論期日 集中証拠調べ・和解勧誘	0:48:56	1:43:11	集中証拠調べ 証人尋問 当事者本人尋問
	第2回口頭弁論期日 平成10年5月12日午後1時	0:49:06	0:49:37	
	弁論準備手続の結果陳述	0:49:37	0:52:59	
	宣誓	0:52:59	0:53:56	
	証人大谷明子の尋問	0:53:56	0:54:23	
	被告代理人の尋問	0:54:23	1:09:25	
	原告代理人の尋問	1:09:25	1:13:16	
	陪席裁判官の尋問	1:13:16	1:14:36	
	原告本人尋問	1:14:36	1:28:52	
	裁判長の介入尋問	1:18:34		
	被告本人尋問	1:28:52	1:42:17	
	尋問の制限を求める申立て	1:34:55		
	口頭弁論の終結	1:42:17	1:43:11	
8	第2回口頭弁論期日後の和解打診	1:43:11	1:53:24	
9	第1回和解期日前の合議	1:53:24	1:59:30	
	第1回和解期日前の合議 平成10年5月19日午後4時	1:53:24	1:59:30	
10	第1回和解期日・和解打ち切り	1:59:30	2:06:34	
	第1回和解期日 平成10年5月21日午後3時	1:59:30	2:06:11	
	和解打ち切り	2:06:11	2:06:34	
11	第3回口頭弁論期日 判決言渡し	2:06:34	2:07:40	判決手続
	第3回口頭弁論期日 平成10年6月9日午後1時	2:06:34	2:07:03	
	判決言渡し	2:07:03	2:07:40	

この教材で学ぶこと

生井澤 葵

DVD 視聴

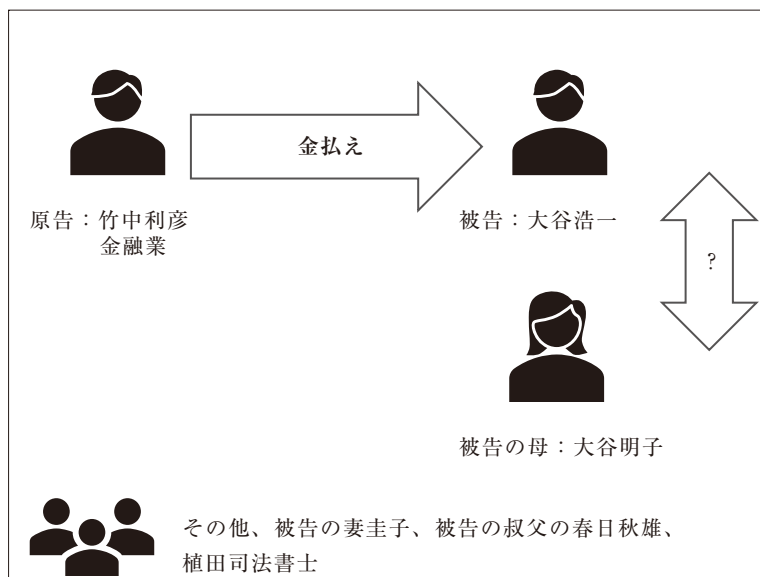
授業では約2時間あるDVDを細切れに視聴してもらいます。

授業時間外で自主的に一気に観ていただかない理由は、「ぼーっと観ていると、なんとなく観終わってしまって、何も頭に残らないから」です。

実は私も学生時代、司法修習生時代、そして実務講師になってからと、何度もこのDVDを観ているのですが、観るたびに発見があり、「どこを観ても重要だなあ」と思うようになってきました。

だからこそ、授業では細切れにして解説を入れつつ視聴してもらいます。

ざっくりしたストーリー



原告の竹中は、被告の大谷に対し、お金を貸したのだから、それを返せ！損害金も払え！と裁判を起こしました。

被告の大谷にも言い分があるようです（だから裁判になったのですね）。

キーパーソンは、被告の母大谷明子です。どうして、被告は原告にお金を返さないと断言しているのでしょうか???

*

裁判官の目線になってみましょう。

裁判官は、訴状、答弁書、準備書面、証拠等にもとづいて、「何があったのかのストーリー」を認定し、判決をします。

学生のみなさんにも上記と同じものを配っています。記録の前に時系列表もあるので、それも利用してください（実務では多くの法律家が時系列表を作って事案を整理しています）。

法律用語・法律コトバに慣れる

法律用語は「聞き慣れない」、「似ているけど全然意味が違う」、「同じ単語でありながら広義・狭義の意味があり混乱を誘う」など、取りつきにくい部分があります。

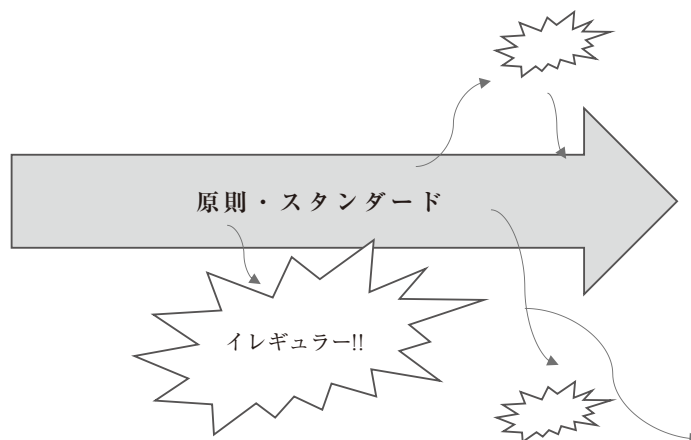
少しでも、自分のものにできる言葉を増やしましょう！

また、法律コトバにも慣れてください。今後みなさまには、模擬調停（つまり法律コトバを喋るワークショップ）、判決起案（つまり法律コトバを書くワークショップ）を用意していますが、「言いたいことが言えない・書けない」歯がゆさを感じることもあるかと思います。これは、慣れていただくしかないです！レッツトライ！！

原則・スタンダードを学習する

今回の教材を学習することで、即司法試験の問題が解けるというわけではありません。一方で、今回の教材の意味を理解できてない人で司法試験の問題を解ける人はいません。

つまり、法律を学ぶ人は知っていて当然の「原則・スタンダード」の一角を学ぶことになります。



法律の勉強で目立つのは、イレギュラーが発生した時であり、実務でも司法試験でもイレギュラーと戦うことが多いと思います。いわば、花形はそちらです。

ただし、イレギュラーの処理の前提は、原則・スタンダードへの理解です。ここが分かっていないと、「答案が飛びついた感じ（がつついた感じ）」になり「違和感に気づけない」という問題が起きます。

地味ですが、原則・スタンダードつまり「原則的な処理」を理解することはバカにできないことです。

今回の教材は、民事裁判です。裁判になっているのですから、民法上ではトラブル……つまり「イレギュラー」があります。一方で、幸いにも民事訴訟法的にはトラブルはなく「原則・スタンダード」で進行します。そういう目線をもって読んでみてください。

民法・民事訴訟法の脇に噛みつくつもりで！

法律を勉強していると、教科書を1ページ目から読み始めるスタイルになることが多いと思います。ところが、「生活紛争と法」は教科書の??ページ目から始まる、イレギュラーなスタートをします。

1ページ目から読んでいきたい！というコツコツ型の方、ごめんなさい（実は私も本来はそうです）。

その理由ですが、「実際に実務家になって法律が使われる場面を体験すると、学生時代には分からなかったことが、自然に、苦勞することなく分かる」ことにヒントを得ています。体験が知識を補う勉強ルートと言えよいでしょうか。

この授業が、いつか、1ページ目から読んでいく勉強を補助する手段になればと思っています。

要件事実が便利ツール！振り回されない！

この教材では「要件事実」というツールが出てきます。

この要件事実、民法と民事訴訟法に共通する便利ツールで、特に弁護士になった後で、訴状を書いたり、証拠を出したりするときに指針となってくれます。

学生のみなさんにとっては、少々長い事例を読んだ時に、「この事実……使える！」と、反応するための便利ツールになってくれるかもしれません。

全ての科目でのお願い

問われていることに答える意識を強く持ってください。

出題側が、「マグロの中落ち丼が食べたい」と言っているのに、解答側が「いい大トロが入ったので握りをお出ししました！」としないこと。

Aoi's コラム

【法律は語学だ！】

言葉に慣れないとついていけません。言いたいことも、賢い感じで言えません。

請求の趣旨・請求の原因（似てる）、訴訟資料・証拠資料・訴訟物（似てる）、主張責任・立証責任・証明責任（似てる）、この授業でも嫌というほど似た言葉（ごんべんが多い）が出てきます。それなのに、1つ1つが違う意味を持っています。

「えっと……訴訟資料に似た単語のもう1つのやつ！」

学生時代の私はそんな感じてした……。

I はじめに

民事訴訟法の運営がどのようなものか要約すると、

「裁判所が当事者及び訴訟代理人と協力して、早期に紛争の全体像を把握し、的確な争点及び証拠の整理をした上（これを「争点整理」と言います：民事訴訟法164条～178条）、整理された争点について最良の証拠を提出し合って証拠調べを集中的に行い（民事訴訟法182条）、これに基づいて最も適切な紛争の解決を図ること」である。

民事訴訟法2条（裁判所及び当事者の責務）

裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

民事訴訟法182条（集中証拠調べ）

証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。

【ざっくり補足】

▷当事者 : 原告（訴えた人） : 実務では「X」
 被告（訴えられた人）: 実務では「Y」



このような図を書くことが多い。

- ▷ 訴訟代理人 : 弁護士
- ▷ 証拠 : 紙の証拠 (書証)
人の話 (人証) が多い (詳しくは後述)
- ▷ 証拠調べ : 実務家は「証拠調べ」と聞くと人証 (尋問) をイメージする

Aoi's コラム

【尋問って響きが怖いですよね】

私:「次の次の期日で尋問です」 → 「尋問!?!」青ざめる依頼者。

響きが怖いので、「テレビドラマの法廷のシーンみたいな、あれです!」と、いつもフォローするようにしています。

Ⅱ 訴えの提起から口頭弁論の開始まで

1. 訴えの提起

裁判所に訴状を出す (原則)。

民事訴訟法 133 条 (訴え提起の方式)

- ① 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。
- ② 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 請求の趣旨及び原因

民事訴訟規則 53 条 (訴状の記載事項・法第 133 条)

- ① 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因 (請求を特定するのに必要な事実をいう。) を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

【ざっくり補足】

▷ 現実には、訴状だけぺらりと出せばいいというものではない。

被告が 1 人だけの場合であっても、訴状 (正本・副本)、証拠説明書 (正本・副本)、証拠 (正本・副

本)、委任状、印紙、郵券……これくらいは必要。ちなみに、このセットは窓口持参でも、郵送でもOK。

2. 訴 状

(1) 必要的記載事項（民事訴訟法 133 条 2 項）

裁判では、原告と被告の間で争われている、原告の権利主張の当否を審判することを目的とするものであるから、訴訟では訴訟の主体である当事者と審判の対象である請求とを特定しなくてはならない。

【ざっくり補足】

▷誰が、誰を、何で訴えたいかはっきりさせよということ。

▷今後法律の文章を書く上で、決して忘れて欲しくないことが、主語をきちんと書くこと。しつこく「誰が」を意識してください。

察してもらえる世界ではございません。文学の世界でもございません。

▷「当事者」についてもたくさんの論点がありますが、今回は割愛。

請求の特定の仕方（訴訟物） 気合を入れて学べ

「訴訟上の請求」は、一定の権利又は法律関係の存否の主張の形式をとるが、その内容である一定の権利又は法律関係を「訴訟物」という。

訴訟物とは、原告が提示する審判の対象であり、「請求の趣旨」「請求の原因」により特定する。

請求を特定することは、訴訟物を特定することでもある。

【ざっくり補足】

▷訴訟物が「何か」はとても難しい問題で、教科書によって定義も違う。

どうしても、訴訟物という単語を受け付けられない方……「原告が決める、裁判のタイトル！」とイメージしていただくとよいかと（あくまで私見）。

▷訴訟物は 訴えの変更の可否（民事訴訟法 143 条）

請求の併合の可否（民事訴訟法 136 条）

重複する訴えの提起の禁止（民事訴訟法 142 条）

既判力の客観的範囲（民事訴訟法 114 条 1 項）等

の判断に当たって基準となる。つまり、もっと難しい話が後に控えている。

▷本件事案の訴訟物が何か考えてみよう！

ア 請求の趣旨

請求の趣旨は、原告が訴状によって主張している一定の権利又は法律関係についての結論に相当するものである。すなわち、請求の趣旨は、原告がどのような権利又は法律関係を訴訟物とし、どのような範囲で、どのような形式（給付・形成・確認のいずれか）の判決を求めているかを明らかにするものである。

原則として、原告が勝訴した場合の訴訟物についてされる、「判決の主文」に相応する。

【ざっくり補足】

▷ピンとこない方は、本件事案の訴状を見て「ああこれね？」と確認するのがよい。

▷「給付訴訟」：被告に作為や不作為を求める訴訟。本件事案はこちら。

「形成訴訟」：法律関係の変動を求める訴訟。離婚事件などが典型。

「確認訴訟」：権利等を確認する訴訟。債務不存在確認訴訟などが典型。

イ 特定方法としての請求の原因（民事訴訟法 133 条 2 項 2 号，民事訴訟規則 53 条 1 項）

請求原因の記載は、給付訴訟及び形成訴訟においては、まず請求の特定のために必要とされるが、その特定の仕方は物権と債権とは異なる。

【物権】は、権利の主体と権利の内容及び相手方によって特定される。

→これは、物権が絶対的、排他的権利であり、同一人に帰属する同一内容の物権は他に存在しないことによる。



この家は私の家じゃ

→ネコハウスは、どんな人との関係でもネコのもの。

ウサギにも、カメにも「私の家」と言える。

→ネコハウスは、ネコのものなら、他の誰かのものにはならない。

【債権】は、権利義務の主体、権利の内容、発生原因によって特定される。

→これは、債権が相対的、非排他的権利であり、主体及び内容が同一であっても、発生原因が異なれば別個の権利であることによる。



→ウサギは、ネコにお金を貸したなら、ネコに「お金を返してよ」とは言える。でも、カメに「ネコに貸したお金を返してよ」というのは変。

→ウサギが、ネコに何度もお金を貸すことも、不自然ではなく、それは1つ1つ違う債権になる。

ウ 本件事案での訴訟物

- ① 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権
- ② 貸金返還債務の履行遅滞に基づく損害賠償請求権

Aoi's コラム

【債務不存在確認って……】

学生の時債務不存在確認訴訟と、名前を聞くだけで、「うえっ。難しそう」と思っていたのですが……。弁護士になって、御縁があった債務不存在確認は、「俺の女に手を出したな、金を払え」という美人局的トラブルの時でした……。

あ、こういう時に使うのね……とと思いました。

(2) 実質的記載事項

訴状には、必要的記載事項のほか、請求を理由づける事実について具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない（民事訴訟規則 53 条 1 項）。また、訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請求を理由づける事実についての主張と当該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない（同 2 項）。このように民事訴訟規則 53 条は、訴状の記載事項の充実を図り、裁判所及び相手方に対しその紛争の全体像を早期に提示させ、相手方に的確な反論をしやすくさせることとし、充実した審理のスタートを目指している。

ア 攻撃方法としての請求原因

攻撃方法としての請求原因は、法律上の主張を理由づける事実である。
本件事案で見てみよう。

特定方法としての請求原因	攻撃方法としての請求原因
原告は、被告に対し、平成11年7月1日の消費貸借契約に基づく貸金返還請求として450万円及びこれに対する同年10月1日から支払い済みまでの年3割の割合による遅延損害金の支払いを求める。	原告は、平成11年7月1日、被告に対し、450万円を弁済期同年9月末日、期限後の損害金年3割の約定で貸し付けた。その弁済期は経過した。

【ざっくり補足】

▷「特定方法の請求原因」と「攻撃方法としての請求原因」は別物ということ。

これら2つは意義及び機能が異なる。

▷さらに厄介なことに、実務家が「請求原因」と言うときには、攻撃方法としての請求原因を頭に置いていることが多く、より学生の混乱を招く。

イ 要件事実 気合をいれて学べ

要件事実とは、一定の法律効果（権利の発生、障害、消滅、阻止）を発生させる要件に該当する具体的事実。

このように理解すれば、「主要事実」と同義である。



原告：ウサギ

リンゴの代金を払って！100円だよ！

↑売買契約があったことの要件事実を主張するのはウサギの役目
(主張責任)

その証拠を出して証明の努力をする。

お金を払ってもらうという利益を求めるのがウサギだから。



被告：ネコ

知らないじゃあ？

↑この完全否定を「否認」という

否認されると、ウサギは証拠を出して売ったことを証明しないと勝てない。

買ったけど、お金は来年まで
ツけてくれるって約束だよ。

↑買ったことは認めているけど、「ツケ」の主張をネコはしている。

この「ツケ」で利益を得る（今は払わなくていい）のはネコなので、ネコに主張・立証責任がある。

こういうのを【抗弁（阻止）】という。

買ったけど、もう支払ったにゃあ。

↑買ったことは認めているけど、すでに支払ったとネコは主張している。

この弁済で利益を得る（これ以上支払わなくていい）のはネコなので、ネコに主張・立証責任がある。

こういうのを【抗弁（消滅）】という。

買ったけど、錯誤だったにゃあ。

↑買ったことは認めているけど、錯誤（うっかり）だったとネコは主張している。

この錯誤取消で利益を得る（支払わなくていい）のはネコなので、ネコに主張・立証責任がある。

こういうのを【抗弁（障害）】という。

上記のとおり、ウサギが主張立証すべきか、ネコが主張立証すべきかを振り分ける考え方に、【法律要件分類説】という考え方がある。

法律要件分類説とは、各個の法規における構成要件の定め方を前提として、その要件の一般性・特別性、原則性・例外性によって要件事実となるべきものの事実的態様とその立証の難易度等を考慮して、主張立証責任を考える立場である。

【ざっくり補足】

法律要件分類説と聞くと、かなり難しそうに聞こえるが、意外と理解しやすい。何より、民法等の実体法規の定めを出発点としている。そして、超ざっくり書いてしまうと、「それを言うと利益を受ける側」が主張立証責任を負うと考えてほぼほぼ間違いはない。利益を受ける側は、自分の利益のために一生懸

命主張立証するので、より真実に近づくとされている。

条文をよく読んでみて、「本文」「但書き」がある場合には、但書きのところで、主張立証責任がひっくり返ることが多い。

原告と被告のやり取りは、LINEのビジュアルと似ていると、個人的に思う。

●原告	
お金払って（請求原因）	
	○被告
	何の話？（否認）
●原告	
証拠出そうか？	
	○被告
	ちょ……や、買ったけど、
	支払期限きてくない？
	（抗弁）
●原告	
そんな約束してない（否認）	
	○被告
	こっちも証拠あるのだけど

請求原因に対する戦い方まとめ —気合を入れて学べ—

原告の請求に対して、被告の争い方は2とおりある（上記のとおり）。

1つは、○請求原因を否認する方法。もう1つは、○請求原因を認めた上で抗弁を主張する方法。

ちなみに被告は否認しつつ抗弁を主張することもできる。

【抗弁の特徴】は、①請求原因から生じる法律効果を妨げること（障害・消滅・阻止）、②被告に立証責任がある、③請求原因と両立する（両立しなかったら否認）。

【ざっくり補足】

▷両立する・しないとは何か？

前記100ページのウサギの「リングの代金を払って！」と、ネコの「知らないにゃあ？」は、両立しない……売買そのものの有無が対立していることが分かる。

101 頁のネコの「買ったけど……」のセリフがミス！ここでは、売買そのものはネコも否定していない。つまり請求原因（ウサギの請求）と両立する……ということになる。

ウ 本件事案の要件事実（原告の言い分）

本件事案での訴訟物

- ① 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権
お金貸したのだから返してねという請求
- ② 貸金返還債務の履行遅滞に基づく損害賠償請求権
お金貸したのに、約束の日までに返してくれなかったから、
その返してくれない期間の損害金を払ってねという請求

①の要件事実

- あ. 金銭の返還の合意
 - い. 金銭の交付
 - う. 弁済期の合意
 - え. 弁済期の到来
- である。

要件事実は条文にヒントがあるぞ

民法 587 条（消費貸借）

消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。（下線は筆者）

条文から、

- あ. 金銭の返還の合意
 - い. 金銭の交付（←要物契約）
- が、消費貸借契約の成立要件であることは明らかである。

さらに、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の発生原因事実としては、消費貸借契約成立の要件事実に加えて、

- う. 弁済期の合意
- え. 弁済期の到来

が主張されなければならない。

②の要件事実

要件事実は条文にヒントがあるぞ

民法 416 条 1 項（損害賠償の範囲）

債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

民法 419 条 1 項（金銭債務の特則）

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。
(下線は筆者)

お. 元本債権の発生原因事実

▷本件では「あ」から「え」と被るので繰り返し主張しなくてよい。

か. 履行遅滞

▷本件では確定期限のある債務であるから、「か」は確定期限の合意とその期限の経過によって表される。本件では、前者は「う」と共通であり、後者は「え」を含む。

「到来」と「経過」は異なる意味なので注意。

き. 損害の発生及び数額

▷民法 416 条 1 項に不履行と相当因果関係にある損害の賠償をすべきとの規定があるが、金銭債務の不履行については、民法 419 条 1 項に特則があり、法定利率又は約定利率によって損害賠償の額が定められる。そこで、本件では、消費貸借契約における期限後の損害金の利息の約定及び遅延損害金の始期から終期までの時の経過が主張されなければならない。

結果的に、本件において原告が主張すべき要件事実は、「あ」「い」「う」「か」「き」に相当する具体的事実ということになる。

訴状の請求原因「1」の記載がこれに当たるが、訴状では「か」「き」は明示的には主張されていない。しかし、本件貸金の弁済期につき平成 11 年 9 月 30 日と主張され、平成 13 年 1 月 17 日に提起されている本件では、当然その主張があったと理解される。

エ 本件事案の原告の言い分に対して被告は？

本件事案の原告の言い分に対して、被告はどのような反応をしているのか、確認をすること。

上の例のネコのように「知らないにゃあ（否認）」なのか、「借りたから返すよ（認諾）」なのか、あるいは、「借りたけど、理由があって払わないにゃ（抗弁）」なのか？？？

オ 重要な間接事実等及び証拠

訴状には、要件事実（主要事実）以外の事実として、間接事実、補助事実、そのいずれにも当たらない事実が記載されることが多い。これらの、主要事実以外の事実を「事情」と言う。

間接事実・補助事実 一気合を入れて学べー

主要事実：一定の法律効果（権利の発生、障害、消滅、阻止）を発生させる要件に該当する具体的事実。

ex) 上記で述べた消費貸借契約の要件事実。

間接事実：主要事実の存否を推認させる事実。

ex) 債務者が以前から金の無心をしていた。

ex) ウサギがリングを売ったと主張する日の翌日に、ネコがアップルパイを売っていた。

補助事実：証拠の証明力（書証の成立、証拠の信用性等）に影響を与える事実。

ex) ウサギがネコにリングを売った場にいたと証言したハリネズミは、ウサギの恋人だ。

主要事実、間接事実、補助事実は、民事訴訟法の壮大なテーマである弁論主義の適用の範囲に結びついていく。弁論主義については後述。

Aoi's コラム

【実務では大切な事件番号】

本件の事件番号は、平成13年（ワ）第369号とされています。この事件番号は、その裁判所（建物）には1つしかない、シリアルナンバーです。

さいたま地方裁判所平成13年（ワ）第369号は1つだけ。でも、

さいたま地方裁判所越谷支部平成13年（ワ）第369号もあります。

事件番号は、裁判所の書記官からかかってくる、第1回目の裁判の期日調整（日程調整）の電話の際に教えてもらうことが多いです。

ちなみに、裁判所に問い合わせをするときは、「事件番号が平成13年（ワ）第369号の件で、ご担当●●書記官にお繋ぎいただけますでしょうか？」と聞くのが、プロっぽいです。

Aoi's コラム

【訴状が一発でとらない？】

裁判所に訴状を出した後、数週間……裁判所の書記官から電話がかかってきます。用件が期日調整なら、小さくガッツポーズ！訴状に問題がなかったということです。

時には、「先生……訴状の●頁目の上から●行目に誤字が……」等、誤字脱字から、かなり大きなミスについての指摘まで……。そのような場合、弁護士は「訴状訂正の申立書」というのを追加で出します。

当然「訴状訂正の申立書」は被告に届くので、ミスった感が恥ずかしいです。

Ⅲ 口頭弁論

1. 口頭弁論とは

口頭弁論とは、公開の法廷において、定数の裁判官及び書記官が出席し、直接、当事者双方の口頭による弁論を聴く手続きである（公開主義、双方審尋主義、直接主義、口頭主義）。

口頭弁論の経過も LINE に置き換えやすい。

●原告

訴状に基づき、請求の趣旨及び請求原因を陳述

○被告

答弁書に基づき、請求の趣旨に対する

答弁と請求原因に対する認否を陳述

抗弁があればそれを陳述

●原告

抗弁の認否をする

再抗弁があればそれを陳述

・

・

・

■裁判所

整理して争点を明確にする

争点について証拠を取り調べる

2. 第1回口頭弁論期日

最初の口頭弁論期日に被告が欠席した場合には、被告がこれまでに提出していた答弁書その他の準備書面に記載した事項は、被告が期日にこれを陳述したものとみなされる（民事訴訟法 158 条）。被告がこれらの答弁書等を提出しない時は、民事訴訟法 159 条 3 項が適用され、被告が原告の主張事実を自白したものをみなされる（擬制自白、民事訴訟法 159 条 3 項）。

民事訴訟法 158 条（訴状等の陳述の擬制）

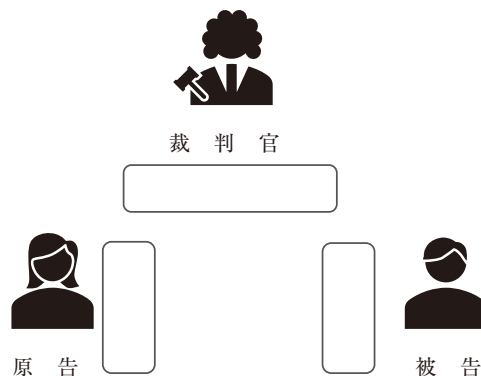
原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。

民事訴訟法 159 条（自白の擬制）

- ①当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべきときは、この限りではない。
- ③第1項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。（但書きは省略）

【ざっくり補足】

法廷はこんな感じの構成です。原告席と被告席を間違えると恥ずかしい。



裁判官の前に、裁判官と同じように法服を着て座っている方は書記官。(今回は省略)

Aoi's コラム

【被告代理人になったら1回目は行かない?】

被告の代理人になった場合、答弁書の簡単なものを1枚FAXで裁判所と原告側に出して、1回目の口頭弁論期日には行かないということがあります。

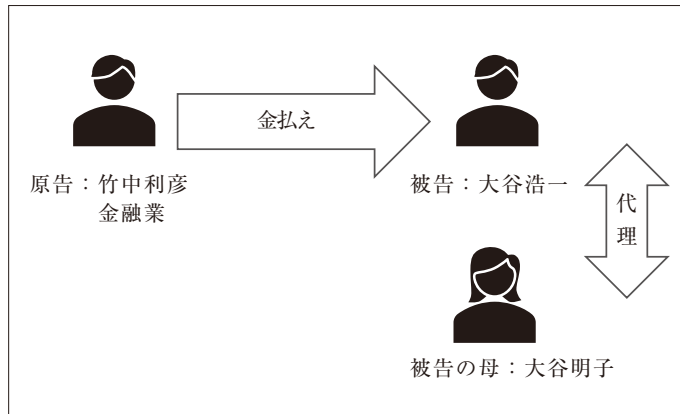
原告側はしっかりと準備して、自分のタイミングで訴状を出すことができますが、被告側は裁判所から呼び出し状が来て、慌てて対応することになります……(弁護士探しから始めることもあるので、時間がギリギリになりがちです)。つまり、準備不足の時があるのです。

【弁護士の失敗】

原告代理人なのに、第1回目の口頭弁論期日を忘れていた!被告代理人も不出廷!このような事故を起こした場合、原告代理人はどのようにすればよいのでしょうか。条文に答えが実はあります……。

3. 本件事案での第1回口頭弁論期日では何が行われたか?

ざっくりしたストーリー (続き)



原告の竹中は、被告の大谷に対し、お金を貸したのだから(消費貸借契約)、それを返せ!損害金も払え!と裁判を起こしました。

原告によれば、今回の消費貸借契約は、被告の代理人大谷明子によって締結されたということのようです。

(1) 原告側

本件の原告は、上記のように代理の主張をしているので、先に述べた要件事実に加えて、【代理人による契約締結】の要件事実を述べる必要があります。

要件事実は条文にヒントがあるぞ

民法 99 条（代理行為の要件及び効果）

①代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接その効力を生ずる。
(下線は筆者)

あ. 相手方と代理人とが契約を締結したこと（法律行為）

い. その際、代理人が本人のためにすることを示したこと（顕名）

う. 「あ」の契約締結に先立って、本人が代理人に対し、「あ」の契約についての代理権を授与したと（代理権の発生原因）

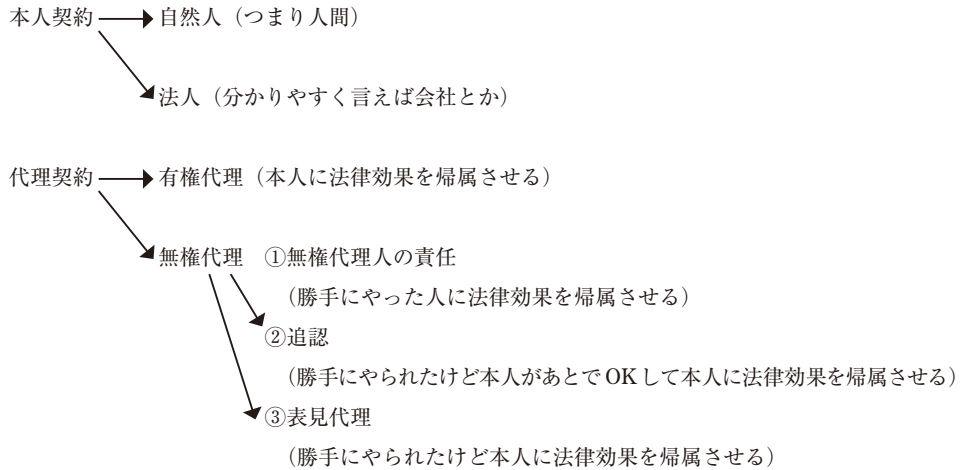
さらに原告は、上記「う」の代理権の発生原因事実を立証できない場合に備えて、【民法 113 条の追認】の主張もしています。

民法 113 条（無権代理）

①代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。
(下線は筆者)

その場合の要件事実は、上記「あ」「い」に加え、「う. 本人が相手方に対し代理人のした「あ」の契約を追認するとの意思表示をしたこと」が必要になります。

【代理契約について】



代理トラブルは、民法のどんなストーリーにもジョイントできるので、試験問題等ではよく出る。

なお、代理人には法定代理人 (ex. 後見人や親権者) と任意代理人 (法定代理人以外の全て) の2種類がある。今回の事案は任意代理人の話。

(2) 被告側

ア 一般論として、原告の請求の趣旨に対応する被告の答弁は、

- 訴訟要件の不備を主張して訴えの却下を求める
- 請求を理由なしとして請求の棄却を求める
- 原告の権利又は法律関係の主張をそのまま正当と認める陳述すなわち請求の認諾をする
 - 被告が原告の請求を認諾すれば、その旨を調書に記載し、これにより訴訟は当然終了する (民事訴訟法 266 条, 267 条)

これらのいずれかになる。

多くの場合は、「棄却を求める」ことになる。

民事訴訟法 266 条（請求の放棄又は認諾）

- ①請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。
- ②請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

民事訴訟法 267 条（和解調書等の効力）

和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

※和解については後述

イ 請求原因に対する認否

【弁論主義】の下では、【訴訟資料】の提出は、当事者の責任ないし権限であり、権利の発生、消滅などの法律効果を発生させる要件に該当する具体的事実、すなわち要件事実（主要事実）は、当事者の弁論に現れない限り、裁判所は、判決の資料として採用することはできない。また、当事者間に争いのない事実は、証拠によって認定するのみならず、これに反する認定をすることも許されず、そのまま判決の資料として採用しなければならない（裁判上の自白：民事訴訟法 179 条）。したがって、原告主張の要件事実について、被告がどれを争い、どれを認めるかの認否を明らかにすることが必要である。認否は、原則として、法律効果を発生させる事実に対してされるもので、発生する法律効果自体に対してされるものではない（ただし例外あり）。

民事訴訟法 179 条（証明することを要しない事実）

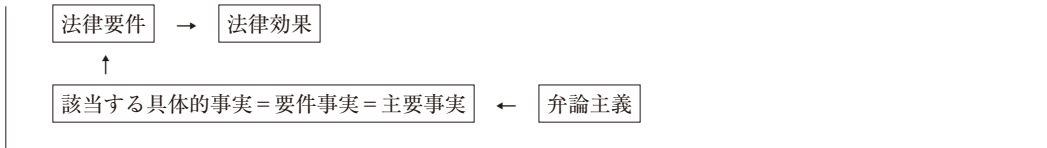
裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

弁論主義 一 気合を入れて学べ

弁論主義とは、「民事訴訟において、判決の基礎となる資料（事実及び証拠）の提出は当事者の権能であり、責任である、とする原則。

弁論主義の内容は、通常次の 3 つのテーゼであらわされる。

- (1) 裁判所は、当事者が主張しない事実を判決の資料として採用してはならない。
- (2) 裁判所は、当事者に争いのない事実をそのまま判決の資料として採用しなければならない（民事訴訟法 179 条）。
- (3) 裁判所は、当事者間に争いのある事実を証拠によって認定する際には、当事者の申し出た証拠によらなければならない。



訴訟資料 — 気合を入れて学べ—

訴訟資料とは、当事者から主張された事実。
何ページか後で、今度は「証拠資料」という単語が出てくるが、全く別物なので気を付けること（学生時代に私は混同していました）。
証拠資料は、証拠調べにより得られたもの。

ウ 認否の態様（被告のするリアクションの種類）

自白：被告が原告主張の要件事実を認めた時は、前述のとおり、裁判上の自白として、証明することを要しないのみならず、裁判所としてこれに反する認定は許されない。

→ 「○」

否認：被告が否認した事実は、それが本来否認を必要としない顕著な事実である場合を除き、これを認定するには証明が必要である。なお、被告は単に否認するというだけではなく、その理由を記載しなければならない（積極否認または理由付否認という）。

→ 「×」

不知：民事訴訟法 159 条 2 項により、その事実を争ったものと推定されるから、これを認定するには証明を必要とする。

→ 「△」

沈黙：被告が原告主張の事実に対して、何も認否せず、沈黙している場合は、弁論の全趣旨からその事実を争っていると認められるとき以外は、これを自白したものとみなされる（民事訴訟法 159 条 1 項）。

上記 4 つのいずれか。

裁判官は、訴状・答弁書・準備書面を見比べながら、各主張について「○」「×」「△」を鉛筆で書き入れてチェックしていることが多い。

Aoi's コラム**【弁護士人生唯一の放棄】**

請求の放棄とは、原告が自らの訴訟上の請求について、その理由がないことを自認して訴訟を終了させようとする行為。被告側の請求の認諾の逆。

「だったら訴えないでよ」の典型です。

私は1度だけ、被告側で原告代理人が「放棄」をしたのを経験しました。

その時も実は、無権代理が争点でした。

エ 本件の被告

本件の被告が、原告に主張に対しどのような認否をしているか？

答弁書や被告作成準備書面を見て、「認める」「否認する」「不知」の各リアクションを確認すること。

Aoi's コラム**【答弁書って何？】**

被告の本案の申立て（例えば、請求棄却等）を書いた、最初の準備書面。

準備書面なので、FAXでの提出ができません。間違って訴状をFAXすると、とても恥ずかしいので気を付けましょう（民事訴訟規則3条1項参照）。

【準備書面って何を準備しているの？】

口頭弁論で陳述しようとする事項を書いた書面が準備書面なので、口頭弁論の準備。

(3) 証拠関係

当事者間に争いのある主要事実については、証明を要する。

間接事実は、主要事実の存否を推認する事実であるから、主要事実の証明の手段として証明の対象になる。

また、証拠の証拠力を明らかにしなければいけない場合には、補助事実も証明の対象になる。

この証明は、いわゆる証拠共通の原則により、いずれの当事者がしても差し支えないが、通常は、その事実の存在につき立証責任を負う当事者がその証明に努力することになる。なぜなら、もしその点について裁判所が心証を形成することができないときは、その事実は不存在とされ、その当事者が不利益を受けるからである。この不利益を受ける地位を立証責任と言う。

このように、立証責任を負う当事者からの立証を本証といい、立証責任を負わない当事者のする立証を反証という。本証は、その事実の存在につき裁判官に確信を抱かせる程度のものでなければならないのに対して、反証は、その事実の不存在につき裁判官に確信を抱かせる程度のものでなくてもよく、本

証によって形成される心証を動揺させ、裁判官に真偽不明の心証を抱かせさせれば、その目的を達する。

証拠の種類をまとめると以下のとおり。

	証拠方法	証拠調べ	証拠資料	民事訴訟法
	裁判官が取り調べる対象となる人又は物	証拠方法から、証拠資料を引き出す手続	証拠方法の取り調べによって引き出された資料	第二編 第四章 証拠
人証	証人	証人尋問	証言	第二節
	当事者本人	当事者尋問	当事者の供述	第三節
	鑑定人	鑑定	鑑定意見	第四節
物証	文書	書証	文書の記載内容	第五節
	検証物	検証	検証物の性状や現象	第六節

Aoi's コラム

【虫の降る家】

新婚のご夫婦が新居として借りた家に、細かい小さい虫が大量発生するという事件をやったことがあります。その細かい小さい虫の様子を、裁判官に見てもらおう（1時間ごとと同じ場所にコロコロをかけて、虫を採集した、ペーパー複数枚）ためには、上記のどの手段を使えばいいのか？新人の私は悩みました。

虫は恐らく検証物なので、検証をお願いしました。

裁判所は、そのペーパーをカラーコピーして書証で出してくれないか？とのことでした。

裁判所としては、虫の死骸を検証物として保管した場合、腐ったりカビがはえたりする可能性を配慮されたようです。

4. 弁論準備手続（べんじゅん）

民事訴訟法 168 条（弁論準備手続の開始）

裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて事件を弁論準備手続に付することができる。

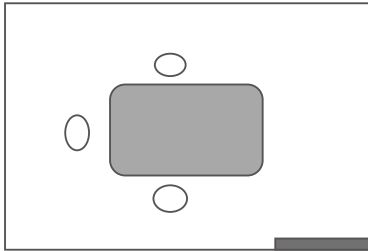
裁判所が、適正かつ迅速に紛争を解決するために、争点等の整理を行うための手続の1つ（他に準備的口頭弁論と、書面による準備手続という手段がある）。弁論準備手続は、一般的に法廷以外の準備手続室などを利用する。

当事者の一方が出廷していれば、もう一方が電話で参加することもできる。

争点等の整理として……

- ① 当事者の主張する要件事実及びその存否に影響する重要な間接事実の確定
- ② そのうち、争いのない事実と、争いのある事実を確定
- ③ 争いのある事実を立証するための証拠の整理

上記のようなことを行う。



弁論準備手続の部屋はこのような感じ。

裁判官はお誕生日席に座り（ただし法服は着ていない）、右手に原告側、左手に被告側が座る。公開の法廷ではないので、ざっくばらんな会話がされることもある。

なお、ウェブ会議のイメージについては、穂苅学「オンラインの活用」『CHUO ONLINE』（<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/opinion/20201008.php>）参照。

Aoi's コラム

【裁判官の作戦だったりして! ?】

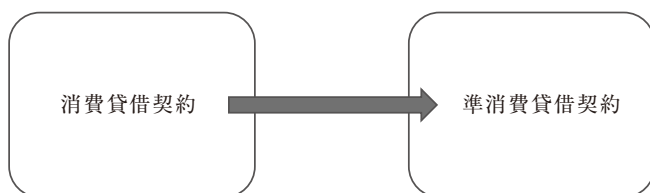
弁論準備手続の部屋に早めにおおされて、相手方代理人と向き合いながら、裁判官が来るのを待つ時間は、気まずい時と有意義な時があります。

気まずいのは、和解の糸口もなく、事件について話すことが憚られる時。「早く裁判官来て〜」と、思います。一方で、相手方代理人と事件の落としどころなどを、率直に話し合える時はとても有意義です。裁判官はこれを狙って、ゆっくり登場しているのでは?と思うことも。

相手方代理人が元々知り合いの先生であったりすると、事件とは関係なく、無難に別件の話をしていることもあります。

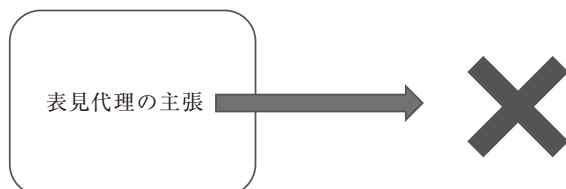
5. 本件事案の弁論準備手続（2回行われている）

(1) 原告の主張の整理



複数の消費貸借契約に基づく、複数の債務を1つにまとめているので。

（原告が大谷明子に1度目に50万円、2度目に400万円を渡している点がポイント。一気に450万円を渡したわけではないことで、話がややこしくなっている）



裁判所は、原告に対し、表見代理の主張をする意思があるか確認し、仮にその意思があるのなら速やかに具体的な主張をするよう促した。

原告は、少なくとも現段階では表見代理の主張はしない予定であると説明した。

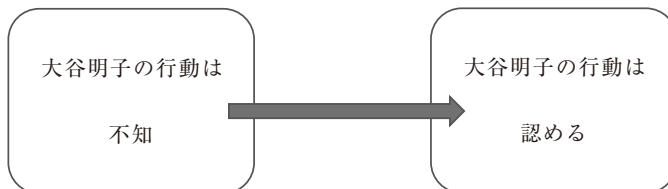


原告が、被告のどのような行為をとらえて、追認したと主張しているか、明らかではないので、裁判所は原告に釈明を求めた。

結果的に、原告は、「原告は被告の代理人である大谷明子との間で、準消費貸借契約をした」と主張しているため、以下の事実を主張立証する必要がある。

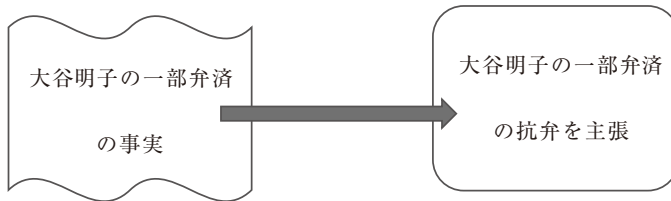
- ① 原告は、大谷明子に対し
 - i. 平成 11 年 6 月 29 日 50 万円を返済期日同年 9 月 28 日として、
 - ii. 同年 7 月 1 日 400 万円を、返済期日を定めずに、貸し付けたこと（法律行為）
- ② 原告と、大谷明子は、平成 11 年 7 月 1 日、①の貸金返還債務合計 450 万円につき、弁済期日を同年 9 月末日、利息を年 1 割 5 分、遅延損害金を年 3 割の約定で、消費貸借の目的とすることを約したこと（法律行為）
- ③ i. ① i ii の際、大谷明子は本人である被告のためにすることを示したこと（顕名。なお、原告は、大谷明子が被告の署名を代筆し、押印も代行したと主張しているが、このように、代理人が自己の名を示さずに本人の名だけを示して法律行為をする場合であっても顕名の要件を満たすと解される。）
- ii. ②の際、明子は本人である被告のためにすることを示したこと（顕名）
- ④ 被告は、大谷明子に対し、
 - i. ① i ii に先立って①の各消費貸借契約締結に関する代理権を
 - ii. ②に先立って②の準消費貸借契約締結に関する代理権をそれぞれ授与したこと（代理権の発生原因事実）
- ⑤ 万が一上記④の事実が認められなかった場合、
被告が大谷明子の無権代理行為による法律効果が、被告に帰属することを承認する意思表示をしたこと（追認）

(2) 被告の主張の整理



被告は最初、母である大谷明子が甲 1・2 号証を作成したことについても、「知らない（不知）」としていたが、母なのだから事情を聴取するようにと裁判所から指示を受け、「認める」に変更した。

それにより、被告が大谷明子に代理権を授与したか否かが争点として明確になった。



裁判所は、大谷明子のビジネスノート（乙1）に一部弁済の事実が記載されていたことから、被告に対し、これを積極的に抗弁として主張する意思があるかについて釈明を求めた。これに応じて、被告は、そのノートに基づき弁済の抗弁の概要を口頭で述べた。

民法 473 条（弁済）

債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

重要な間接事実として、甲1・2号証にある、
被告の印鑑をどうして大谷明子が持っていたのか
の確認。

原告と被告が面談をした際に、被告が原告の
主張する「被告の責任」を肯定するような発言をしたのか
の確認。

結果的に、被告は、消費貸借契約及び準消費貸借契約の締結について（上記の①～④）、被告から大谷明子に対する代理権の授与の事実を除いては「認めて」いるので、自白が成立している。追認（上記の⑤）は否認している。

被告は、さらに請求原因が認められた場合に備え、一部弁済の抗弁を主張していることから、以下の事実を主張立証する必要がある。

- ① 債務者（又は第三者）が債権者に対して債務の本旨に従った給付をしたこと
- ② ①の給付がその債権についてされたこと

Aoi's コラム

【慰謝料請求を例に主張立証の雰囲気を……】

不貞の慰謝料請求事件は、民事事件で多い事件ベスト3に入るものなのですが、それを例に挙げてみます。

●否認パターン●

原告側：私の配偶者と不貞をしたでしょ？

被告側：不貞なんてしていません！（否認）

原告側：原告の配偶者と被告がホテルに入る写真を証拠で出す。

※被告側は、かなり気まずい。

＊

●自白パターン●

原告側：私の配偶者と不貞をしたでしょ？

被告側：はい、不貞をしました。（自白）

※この場合、たとえ持っていたとしても写真を証拠で出さない方針もある。

※この場合、実際には不貞がなくても、あったことになる。弁論主義の妙。

6. 和解について

訴訟上の和解は、訴訟の係属中、当事者が訴訟物である権利又は法律関係に関して互いにその主張を譲歩して争いを解決し、訴訟を終了させることを内容とする期日における合意である。和解は、判決と並ぶ重要な紛争解決の手段である。

和解のメリットは以下のようなものが挙げられる。

- ① 紛争の早期における最終的・抜本的解決ができる
(地裁で判決をもらっても、控訴されて高裁に行く可能性がある。依頼者からすれば、また弁護士費用等がかかる)
- ② 一刀両断ではなく、条理、実情にかなった解決ができる
(判決では書かれない条件を付けることができる。例えば分割払いであったり、接近禁止条項であったり……)
- ③ 債務の自発的な履行が期待できる
(回収のリスクはととも高い。強制執行をかけるとなれば、ここでも費用がかかる)
- ④ (おまけ) 裁判官は判決を書かずに済む

Aoi's コラム

【和解・ブラボー！】

私が学生の時は、和解について習ったものの、「裁判までしているのだから、和解なんてありえないのでは？」と思っていました。

実際弁護士になってみると、「ほとんどの裁判が和解で終わります」。

原告側の弱点と、被告側の弱点をうまくくすぐって、「落としどころ」を示してくれる和解の上手な裁判官に当たると、とても助かります。

ちなみに、↑に書いた回収のリスク（つまり被告の踏み倒し）を避けるために、私は「席上授受」というワザを使うことがあります。ええ。裁判所の和解の席上に、札束を持ってきていただき、その場でペラペラと数えて、その場で受け取るのです（最高額は800万円だったかしら……）。

そうすれば、踏み倒しのリスクを回避できます。その代わり、少しディスカウントすることが多いですが……。

7. 判決言渡期日

民事訴訟法 250 条（判決の発効）

判決は、言渡しによってその効力を生ずる。

民事訴訟法 251 条（言渡期日）

- ① 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内にななければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。
- ② 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。

本件事案では、和解での解決が難しかったことから、判決となった。

Aoi's コラム

【判決なのに代理人が出頭しない！？】

判決の言渡しの時に、代理人が法廷に出廷することは少ないです。

依頼者の方にも、驚かれてしまう部分です。

この理由の1つとしては、判決書（紙媒体）が後に送られてくるので、判決の理由をしっかりと読んで分析したいからです。また、事実上ですが、担当の裁判所書記官さんに後に電話をすると、結論だけ（判決主文の部分）は教えてもらえるのです。

結果的に、裁判官は誰もいない空っぽの法廷で、判決を言い渡してらっしゃることがあります（修習生の時にはシュールに感じました）。